可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木竹に由来するものを燃料とする温水ボイラーをいう。５において同じ。）にあつては、十六平方メートル以下）のもの

５　ゲージ圧力〇・六メガパスカル以下で、かつ、摂氏百度以下で使用する木質バイオマス温水ボイラーで、伝熱面積が三十二平方メートル以下のもの

６・７　（略）

二～四　（略）

別表第六　使用制限のある設備等（第三十一条関係）

一～二十　（略）

二十一　研削盤、研削といし及び研削といしの覆い

二十二　木材加工用丸のこ盤及びその反発予防装置又は歯の接触予防装置

二十三～四十四　（略）

四十五　チェーンソー（排気量四十立方センチメートル以上の内燃機関を内蔵するものに限る。）

四十六　ショベルローダー

四十七　フォークローダー

四十八　ストラドルキャリヤー

四十九～五十一　（略）

備考　この表において「簡易ボイラー」、「簡易第一種圧力容器」、「第二種圧力容器」及び「簡易第二種圧力容器」とは、次に定めるものをいう。「第二種圧力容器」については、別表第八においても、同様とする。

一　簡易ボイラー　蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち別表第一備考第一号1から7までに掲げるもの

二　簡易第一種圧力容器　別表第一備考第三号1から4までに掲げる容器のうち第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器を除く。）

三　（略）

四　簡易第二種圧力容器　大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（別表第一備考第三号1から4までに掲げる容器、第二種圧力容器及び第二十号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの

（新設）

別表第六　使用制限のある設備等（第三十一条関係）

一～二十　（略）

二十一　研削盤、研削といし及び研削といしの覆い

二十二　木材加工用丸のこ盤及びその反ぱつ予防装置又は歯の接触予防装置

二十三～四十四　（略）

四十五　チェーンソー（排気量四十立方センチメートル以上の内燃機関を内蔵するものに限る。）

四十六　ショベルローダー

四十七　フォークローダー

四十八　ストラドルキャリヤー

四十九～五十一　（略）

備考　この表において「簡易ボイラー」、「簡易第一種圧力容器」、「第二種圧力容器」及び「簡易第二種圧力容器」とは、次に定めるものをいう。「第二種圧力容器」については、別表第八においても、同様とする。

一　簡易ボイラー　蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち別表第一備考一の1から6までに掲げるもの

二　簡易第一種圧力容器　別表第一備考三の1から4までに掲げる容器のうち第一種圧力容器以外のもの（ゲージ圧力〇・一メガパスカル以下で使用する容器で内容積が〇・〇一立方メートル以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力をメガパスカルで表した数値と内容積を立方メートルで表した数値との積が〇・〇〇一以下の容器を除く。）

三　（略）

四　簡易第二種圧力容器　大気圧を超える圧力を有する気体をその内部に保有する容器（別表第一備考三の1から4までに掲げる容器、第二種圧力容器及び第二十号に掲げるアセチレン発生器を除く。）で、内容積が〇・一立方メートルを超えるもの

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の人事院規則一〇―四（以下「新規則」という。）別表第一備考第一号4又は5に掲げる温水ボイラー（この規則による改正前の人事院規則一〇―四（以下「旧規則」という。）別表第一備考第一号4から6までに掲げるものに該当するものを除く。）であって、この規則の施行の日前に製造され、又は製造に着手されたもの（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十三条第三項第二十五号に掲げる機械等に係るものに限る。）を具備していないものに限る。）については、この規則の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、新規則第三十一条第一項（別表第六第二号に掲げる設備等に係る制限に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、適用しない。この場合において、当該温水ボイラーについては、新規則別表第一備考第一号に定めるボイラー（旧規則別表第一備考第二号に定める小型ボイラーに該当するものにあっては、新規則別表第一備考第二号に定める小型ボイラー）とみなして、新規則（第三十一条第一項を除く。）の規定の例による。